

1月定例記者会見

■日 時 令和4年1月5日（水） 11時00分

■場 所 2階第1会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 市長の挨拶
- 3 市からの会見資料による情報発信
- 4 記者からの市政全般に対する質問
- 5 閉会

定例記者会見資料

令和4年1月5日

1月

【募集】 24日(月) まで	案件名	市庁舎新築工事 工事現場見学会の参加者を募集します		
	問合せ先	総務部 庁舎建設課	☎85-8755	P 2
【募集】 29日(金) まで	案件名	鳥栖市市民活動支援補助事業を募集しています		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3576	P 3
—	案件名	「新成人」を狙った消費者トラブルにご注意ください!		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 消費生活センター	☎85-3800	P 6

情報発信シート

案件名	市庁舎新築工事 工事現場見学会の参加者を募集します
募集期限	令和4年1月24日（月）まで
対象	市内に居住している人
内容	<p>令和5年3月竣工予定で建設を進めている新庁舎の工事現場見学会を行います。免震構造の新庁舎本館の基礎部分の見学及び免震体験車により地震を再現し、耐震構造の建物と免震構造の建物の違いを体験できます。</p> <p>■実施日 令和4年2月19日（土）※雨天決行</p> <p>■時間 1回目 10時～11時30分 2回目 13時～14時30分 3回目 15時～16時30分</p> <p>■場所 市庁舎新築工事現場内</p> <p>■内容 新庁舎本館の免震基礎の見学、免震車の体験乗車</p> <p>■定員 各回10組（1組2名まで）</p> <p style="text-align: center;">※応募者多数の場合は抽選。参加決定者は電話等でお知らせします。</p> <p>■申込方法 住所、氏名、年齢、電話番号、希望する回を記入の上、1月24日（月）までにメール（chousya@city.tosu.lg.jp）又は郵便（〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市役所庁舎建設課宛）にて申し込みください。</p> <p>■その他 工事現場内ではヘルメットを着用していただきます（ヘルメットは市で準備します）。 運動靴など動きやすい靴でお越しくください（サンダル等は不可）。服や靴等が汚れる可能性があります。 ※危険防止のため、「高血圧の方」「心臓疾患のある方」「酒気を帯びている方」「妊娠中もしくは妊娠している可能性がある方」「乳児」の方は、免震車に乗車できませんのでご了承ください。※「身長130cm以下の幼児・児童」、「65歳以上の高齢者」、「お身体のご不自由な方」は引率の人の同乗が必要です。</p>
問合せ先	総務部 庁舎建設課 ☎85-8755

情報発信シート

案件名	鳥栖市市民活動支援補助事業を募集しています
募集期限	令和4年1月31日（月）まで
対象	鳥栖市市民活動団体の登録に関する要綱に基づく登録団体で、代表者の年齢が16歳以上である団体
内容	<p>市民活動団体の自主的かつ自立的な市民活動を促進し、市と市民活動団体との協働関係の推進及び市民活動の活性化を図ることを目的として、次の事業を支援します。</p> <p>■補助の種類</p> <p>①スタートアップ支援（限度額10万円） 市民活動団体がPR及び基盤強化等市民活動の充実を図る事業</p> <p>②ステップアップ支援（限度額30万円） 地域に活気を与える創意工夫した事業（公益の増進、社会的課題解決等）</p> <p>③パワーアップ支援（限度額10万円／対象経費の90%まで） 長期的・計画的な視野に基づく事業で、地域に活気を与える創意工夫した事業（公益の増進、社会的課題解決等）</p> <p>※補助事業実施期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては事業計画を見直して変更することもできます。</p> <p>■申込方法</p> <p>鳥栖市市民活動支援補助事業申込書、団体活動計画又は長期事業計画書、団体の会則又は規約・構成員の名簿・収支予算書・直近年度の収支決算書を作成の上、令和4年1月31日（月）までに提出して下さい。</p> <p>提出先 鳥栖市市民協働推進課（平日8:30～17:15）（郵送も可） とす市民活動センター（10:00～19:00 水曜日除く）</p> <p>※上記の申込書等の様式は、鳥栖市市民協働推進課窓口又はホームページで入手できます</p>
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 ☎85-3576

令和4年度 鳥栖市市民活動支援補助事業

募集

★募集期間★令和3年12月13日(月)～令和4年1月31日(月)

With コロナ

いまできる市民活動って？



新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、市民活動をあきらめていませんか？
こんな状況だからこそ、事業の実施方法を工夫して活動してみませんか？

ヒント ① 情報発信の手段を工夫 ② 感染予防に配慮し活動を実施 ③ 自由な発想

※補助事業実施期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって事業計画を見直して変更することもできます。

スタートアップ支援

(団体強化への支援)

補助額: 10万円上限

(補助率: 10/10)

回数: 1団体1回限り

ステップアップ支援

(事業への支援)

補助額: 30万円上限

(補助率: 10/10)

回数: 1事業1回限り

パワーアップ支援

(長期事業への支援)

補助額: 10万円上限

(補助率: 9/10)

回数: 1事業1回限り
(必要に応じて最長3か年)

事業説明会

- ①10/23(土)10時～14時
フレスポ鳥栖 市民フェスタ会場
(市民協働推進課コーナー)
- ②12/5(日)13時～14時
とす市民活動センター
- ③1/15(土)13時～15時
とす市民活動センター
(市民活動団体大交流会会場)

事前相談

市民協働推進課 または とす市民活動センターへ
お気軽にご相談ください。
市民協働推進課にお越しの際は、事前にご連絡ください。
(TEL85-3576)
〈事前相談〉
市民協働推進課: 平日8:30～17:15 時間外は要相談
とす市民活動センター: 10:00～19:00 水曜日除く

応
募

【注意】本補助金の交付は令和4年度予算の成立が条件となります。

お気軽にご相談ください!

とす市民活動センターが
企画段階からサポートします

とす市民活動センター(クローバー)
〒841-0026 鳥栖市本鳥栖町537-1
(フレスポ鳥栖2階) TEL 81-1815

【補助認定事業の特典】

- ・ 市報、ホームページで事業の広報ができます。
- ・ 広報チラシを市の施設へ配架できます。
- ・ 市民フェスタ、実績報告会等で活動のPRができます。

= お問い合わせは =

鳥栖市 市民環境部 市民協働推進課
〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地 TEL 85-3576

情報発信シート

案 件 名	「新成人」を狙った消費者トラブルにご注意ください！
対 象	市民（消費者）
内 容	<p>2022年4月1日から 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます！</p> <p>●未成年と成年の契約の違い 未成年者が契約をするときは、保護者（父母や法定代理人）の同意が必要です。未成年者が保護者の同意を得ずに交わした契約は、民法上の未成年者取消権によって取り消すことができます。 しかし、成年に達すると、クレジットカードやローンの契約などの様々な契約を一人でできるようになります。 そのため、社会経験の少ない新成人を狙った消費者被害が懸念されます。</p> <p>●新成人の皆さまへのメッセージ 『成年に達すると、契約についての責任を自分で負うこととなります。契約等についての正しい知識や情報を身につけるようにしましょう。』（「市報とす」1月号へ掲載） <input checked="" type="checkbox"/> 契約内容、金額等を必ず確認 <input checked="" type="checkbox"/> 本当に支払いができるか検討</p> <p>●消費生活センターとは 鳥栖市消費生活センターでは、消費者と事業者の間で生じた、悪質商法や契約トラブルなどの消費生活に関するご相談を受け付けています。（鳥栖市にお住まいの消費者の方が対象です。）消費者トラブルで困ったときは、お気軽に消費生活センターへお問合せください。</p> <p>※介護保険課職員になりすました者による介護保険料の還付金詐欺が、県内で相次いで発生しています。あやしいと思ったら、まずはご相談ください。</p>
問合せ先	市民協働推進課 消費生活センター ☎85-3800

18歳から大人!

考える成人になろう



2022年4月から成年年齢が 20歳から18歳に引き下げられます

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると親（保護者）の同意を得ずに自分の意志で様々な契約ができるようになります。

つまり、契約を結ぶかどうかを自分で決め、その契約についての責任も自分で負うこととなります。今後、成年になることの意味や、契約等についての正しい知識を持つよう心がけましょう。

成年年齢とは

- ・一人で有効な契約をすることができる年齢
- ・親権に服することがなくなる年齢



●成年年齢引き下げによる変化は

スマホやSNSの情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚などから若者がトラブルに巻き込まれるケースが少なくありません。

成年年齢引き下げに伴い、**未成年者の消費者被害を抑制する役割を持つ未成年者取消権が行使できなくなるため**、悪質業者が社会経験の乏しい18歳になったばかりの若者をターゲットに勧誘することが懸念されています。



18歳からできること

- 10年間有効なパスポートの取得
- 公認会計士や司法書士などの国家資格取得
- 結婚（男女ともに18歳）
- 性同一性障害の人の性別変更申し立て



- 親の同意なしで、クレジットカードやローンの契約

など



消費者被害に注意
成年に達したばかりの若者がねらわれています!



20歳からできること

- 飲酒、喫煙
- 競馬や競輪などの公営ギャンブル
- 大型・中型自動車運転免許の取得
- 国民年金保険料の納付（義務）

など



消費者トラブルにあったら 消費生活センターへ ご相談ください!

相談
無料

相談は電話でも来所でもOK!
お気軽にご相談ください。



「安心」

国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。

守秘義務があるので、伺った情報や秘密はしっかり守られます。

契約などのことで
困ったら

この番号に電話すれば、あなたのお住いの近くの消費生活センターなどの相談窓口につながります。

消費者 ホットライン

い や や
☎ 188

佐賀県消費生活センター ☎0952-24-0999

相談時間

午前 9 時～午後 5 時(年末年始を除く)
受付は 16:30 までをお願いします。

住 所

佐賀市天神3-2-11(アバンセ 3階)

佐賀県消費生活センター



【参考資料】

- 『社会への扉』消費者庁 平成 29 年 3 月発行
- 『未来を切り開く法教育』法教育推進協議会(法務省) 2019 年 3 月 15 日発行
- 『民法改正 成年年齢の引下げ～若者がいきいきと活躍する社会へ～』法務省民事局参事官室

【役に立つウェブサイト】

- 国民生活センター <https://www.kokusen.go.jp/>
- 消費者庁(消費者白書) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper_2020
- 消費者庁エンカール消費特設サイト <https://www.ethical.caa.go.jp/>
- 佐賀県庁(消費者トラブル) <https://www.pref.saga/>

消費者トラブル



「動画」で分かる成年年齢 政府インターネットテレビ

- 政府インターネットテレビ「2022 年 4 月成年年齢引下げ 18 歳で大人! できること。できないこと。」
<https://nettv/gor-online.go.jp/prg/prg18321.html>
- 震が関からお知らせします「2022 年 4 月、18 歳は大人です～成年年齢引下げ～」
<https://nettv/gor-online.go.jp/prg/prg18293.html>



<https://www.pref.saga.lg.jp/>

発行 佐賀県 暮らしの安全安心課
協力 佐賀大学経済学部 経済法ゼミナール

2021 年 7 月発行

定例記者会見資料（イベント）

令和4年1月5日

1月

9日（日）	案件名	鳥栖市消防出初式を縮小して行います		
	問合せ先	総務部 総務課	☎85-3506	P 1 0
9日（日）	案件名	令和4年鳥栖市成人式を行います		
	問合せ先	教育委員会事務局 生涯学習課	☎85-3694	P 1 1
22日（土）	案件名	第20回鳥栖市男女共同参画フォーラムを開催します		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3508	P 1 2

情報発信シート

案件名	鳥栖市消防出初式を縮小して行います	
日時	令和4年1月9日（日）10:00～	
場所	市役所3階大会議室	
内容	<p>新年を迎え1年の無火災や安全安心を祈願する毎年の恒例行事である消防出初式は、年末年始の新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し規模を縮小して行います。</p> <p>鳥栖駅から市庁舎までの市中パレード、分列行進、五色放水は、今年度は実施せず、<u>表彰式のみ</u>実施します。</p> <p>※来賓・吹奏楽の招待は、自粛させていただきました。</p> <p>■ 予定時刻 表彰式 10:00（市役所3階大会議室）</p> <p>■ 被表彰者 一般協力者表彰、無火災表彰、消防団協力事業所等</p> <p>※ 今後の新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、上記の催しを急遽中止することがありますので、ご了承くださいませよう願いたします。</p>	
問合せ先	総務部 総務課	☎ 85-3506

情報発信シート

案件名	令和4年成人式を開催します
日時	令和4年1月9日（日）13:30～（受付12:30～）
場所	市民文化会館大ホール
対象	平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
内容	<p>今年度に満20歳を迎える新成人を祝う成人式を開催します。今年も新成人による実行委員会（12名）による企画・運営にて実施します。</p> <p>■式典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長、市議会議長の祝辞 ・新成人代表の挨拶 <p>（弘堂国際学園の留学生も日本語で挨拶します）</p> <p>■入場の際には「入場券」が必要です。事前に送付した「成人式入場券」を持参ください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のため、ご家族の入場はお断りしています。予めご了承ください。</p> <p>■その他</p> <p>※当日は新型コロナウイルス感染対策を取った上で執り行います。来場の際はマスクを着用いただき、コロナウイルス接触確認アプリを積極的に活用ください。その他、係員が安全のために指示を出す場合があります。その際は、ご協力をお願いします。</p> <p>※会場への酒類の持込や飲酒しての入場はお断りします</p> <p style="text-align: center;">令和4年成人者数 918人（12月21日現在） （内訳：男 428人、女 413人、市外 77人）</p>
問合せ先	教育委員会事務局 生涯学習課 ☎ 85-3694

情報発信シート

案件名	第20回鳥栖市男女共同参画フォーラムを開催します
日時	令和4年1月22日（土）10:00～
場所	サンメッセ鳥栖 3階大会議室
内容	<p>市は、性別にかかわらず、お互いが個性や考え方を理解し、認め合い、自分らしく生きることのできる環境づくりを推進しています。</p> <p>今回は、令和3年4月に鳥栖市の副市長に就任された林俊子さんを講師に迎え、「多様性がまちの成長を創（つく）る」～個性を活（い）かし合い、すべての人が暮らしやすい社会へ～ をテーマに講演会を開催しますので、ぜひご参加ください。</p> <p>■講師 林 俊子さん（鳥栖市副市長）</p> <p>■定員 75人（先着順、要予約）</p> <p>■参加費 無料</p> <p>※参加の際は、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用をお願いします</p> <p>■託児 3ヵ月以上就学前までの託児を希望される場合は、1月14日（金）までに市民協働推進課へ要申込</p> <p>■その他 手話通訳、要約筆記あり</p> <p>■共催 とす男女共同参画市民実行委員会、鳥栖市</p>
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 ☎85-3508

多様性がまちの成長を創る

～個性を活かし合い、すべての人が暮らしやすい社会へ～



1/22 (土)

時間：10:00～11:30
(開場 9:30)
場所：サンメッセ鳥栖
3階大会議室

入場無料

性別に限定されず、みんなが個性を活かし合いながら、いきいきと生きることができる社会をつくるには？など、男女共同参画や性の多様性をテーマに講演します。
ぜひご参加ください。

定員

75人(先着順:要申込) ※電話・Fax・Eメールで事前にお申し込みください。
※新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用をお願いします。

託児

1/14(金)までに要申込(3か月以上就学前まで)

その他

手話通訳、要約筆記あり

YouTube 鳥栖市公式チャンネルで同時配信

YouTube の公式チャンネルはこちら



講師：林俊子 さん(鳥栖市副市長)

1976年 石川県生まれ
2000年 自治省(現総務省)入省
2006年 佐賀県庁へ出向
重粒子線治療施設(サガハイマツ)誘致、サガン鳥栖の集客支援
などを担当
2011年 総務省へ復帰(2014年総務省退職)
2014年 佐賀県庁入庁
2021年 鳥栖市副市長就任



共催：とす男女共同参画市民実行委員会/鳥栖市

お問い合わせ・申込/鳥栖市 市民協働推進課 男女参画国際交流係 〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地
Tel 0942-85-3508 Fax 0942-83-3310 Eメール kyoudou@city.tosu.lg.jp